

障 福 第 1 1 号

令和 3 年 4 月 1 日

障害福祉サービス等事業所 管理者 様

奈良県福祉医療部障害福祉課長

(公印省略)

令和 3 年度報酬改定に伴う各種手続き・届出に関するお知らせについて（通知）

日頃より本件の障害福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和 3 年度報酬改定等に伴い、基本報酬や加算において見直しが予定されていることから、本日現在の取扱いをお知らせいたします。

例年、前年度利用実績等にもとづき算定要件の見直しが必要な基本報酬や加算について、各事業所にて引き続き算定可能か否か判断し、その結果、基本報酬や加算の区分等に変更があった場合は 4 月 15 日までに届出の提出が必要です。また、4 月 1 日を変更日とする新設加算についても、4 月 15 日までに届出の提出が必要です。この締切の考え方については、令和 3 年度も変更はありません。

このような状況でありますので、各事業者におかれましては、非常に短い期間での書類作成をいただくことになり大変恐縮ですが、令和 3 年度の報酬改定に対応できるようにご協力ください。

なお、事業所所在地が奈良市にある事業所にあつては、奈良市が問い合わせ先となりますので、ご留意ください。

◆参考

報酬算定構造・サービスコード表等

(厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00011.html)

現段階では改定内容に関する情報は以上となり、改定内容の解釈についてお問い合わせいただきましてもお答えできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

以上